

2021 **5**
MAY
No.500

共済だより
E-Life

長野県市町村職員共済組合 <https://nagano-kyosai.jp/>

P.22-23

◎ 休日はどこ行く **Nagano style**

小布施町

contents

- P2 令和3年度事業計画と予算決定
- P5 短期給付の財政状況と特定保険料率
- P6 7月の被扶養者資格確認調査について
- P10 ジェネリック医薬品の使用割合・
切替差額通知送付による削減効果
- P21 特定健康診査・特定保健指導を活用しましょう

表紙写真：千曲川河川公園

令和3年度事業計画および予算が、3月5日招集の第171回組合会で議決されました。

共済組合の概況(令和3年度未推計)

所 属 所	市 19 町 23 村 35	一部事務組合等 51	計 128	組 合 員 数	29,596 人
被 扶 養 者 数	23,668 人	任意継続組員数	229 人	任意継続組員被扶養者数	150 人
1人当たり平均標準報酬の月額	351,818 円 (360,897 円)				

()内は、短期給付および福祉事業に係る額

掛金・負担金等

1 短期および保健経理

(単位:千分率)

区 分	掛 金			負 担 金			調整 負担金	公的 負担金	
	短期給付		福祉 事業	短期給付		福祉 事業			
	短期分	介護分		短期分	介護分				
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	48.50	8.77	2.12	48.50	8.77	2.12	0.10	0.06	
市町村長組合員									
特定消防組合員									
長期一般職 組合員特別職	2.35			2.35					
市町村長長期組合員									
任意継続組合員	97.00	17.54							
特定健康診査等の負担金	組合員1人当たり 238円								

(注)「長期組合員」、「市町村長長期組合員」とは、一般組合員、市町村長組合員のうち、後期高齢者医療制度の適用(75歳以上の方および65歳以上75歳未満で一定以上の障害があることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方)となる職員である組合員です。

2 厚生年金保険経理

(単位:千分率)

区 分	保険料	保険料率の内訳		公的 負担金
		組合員 保険料	負担金	
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	183.00	91.50	91.50	40.0
市町村長組合員				
特定消防組合員				
長期一般職 組合員特別職				
市町村長長期組合員				
継続長期組合員				

(注)70歳未満の組合員が納付対象となります。

3 退職等年金経理

(単位:千分率)

区 分	掛 金	負 担 金
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	7.5	7.5
市町村長組合員		
特定消防組合員		
長期一般職 組合員特別職		
市町村長長期組合員		
継続長期組合員		

4 経過的長期経理

(単位:千分率)

区 分	公務等給付に係る負担金
一般組合員 一般職 特別職 職員団体専従者 公益的法人等 派遣職員(在職)	0.1001
市町村長組合員	0.1001
特定消防組合員	
長期一般職 組合員特別職	
市町村長長期組合員	
継続長期組合員	

5 追加費用率

(単位:千分率)

	厚生年金保険給付	経過的長期給付分
長野市	14.4	1.2
松本市・上田市	14.3	1.1
岡谷市・飯田市	14.6	1.2
諏訪市	15.4	1.2
上記以外	14.3	1.1

6 業務経理

組合員1人当たり 16,560円

各経理の収支予定

(単位:千円)

経理名	区 分	収 入	支 出	当期利益金 (△当期損失金)	利益剰余金 (△欠損金)
短期経理		20,461,473	20,007,414	454,059	3,648,370
厚生年金保険経理		37,788,380	37,788,380	0	0
退職等年金経理		2,419,062	2,419,062	0	0
経過的長期経理		159,582	159,582	0	0
退職等年金預託金管理経理		1,785	1,785	0	0
経過的長期預託金管理経理		263	263	0	0
業務経理		523,584	496,823	26,761	371,942
保健経理		706,381	718,566	△12,185	1,053,545
貸付経理		10,986	8,166	2,820	690,758
物資経理		25,164	24,797	367	222,385



● 短期経理 ●

短期給付財源率…据え置き 97.00%
介護保険財源率…引き上げ 17.54%

短期経理は、医療給付費や高齢者医療制度への納付金等に関する経理で、地方公共団体からの負担金および組合員からの掛金等を財源としています。

支出については、今年度も医療給付費等の法定給付の増加が見込まれます。

また、高齢者医療制度への納付金等は、後期高齢者支援金が増加、前期高齢者納付金は減少が見込まれます。

収入については、標準報酬の月額等の増額により掛金・負担金等の増加が見込まれるため、短期給付財源率を97.00%に据え置きました。

介護保険は、介護給付費納付金が増加することが見込まれるため、介護保険財源率を16.78%から17.54%に引き上げました。



● 厚生年金保険経理 ●

この経理は、厚生年金保険給付に関する組合員保険料・負担金の収納および全国市町村職員共済組合連合会への払込みを行う経理です。

● 退職等年金経理 ●

この経理は、退職等年金給付に関する掛金・負担金の収納および全国市町村職員共済組合連合会への払込みを行う経理です。

● 経過的長期経理 ●

この経理は、平成27年9月以前に受給権発生した公務障害・公務遺族給付に要する負担金の収納および全国市町村職員共済組合連合会への払込みを行う経理です。

● 退職等年金預託金管理経理 ●

貸付経理への貸付金を管理運用

この経理は、貸付経理への長期貸付金に係る資金について、全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理(年金資金)からの預託(借入)を受けて管理運用を行う経理です。

令和3年度末における資産総額は、貸付経理への長期貸付金と預金を合わせて約2億円を見込んでいます。

● 経過的長期預託金管理経理 ●

縁故地方債を管理運用

この経理は、縁故地方債の引受けに係る資金について、全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理(年金資金)からの預託(借入)を受けて管理運用を行う経理です。

令和3年度末における資産総額は、縁故地方債と預金を合わせて約9百万円を見込んでいます。



● 業務経理 ●

組合員1人当たり
事務費負担金……16,560円

共済組合の事業に必要な人件費、その他短期給付・長期給付等、組合運営に必要な諸経費は、地方公共団体からの事務費負担のほか、短期経理および厚生年金保険経理・経過的長期経理からの繰り入れが財源になります。

令和3年度の組合員1人当たりの事務費負担金は、年額16,560円となります。

内訳として、地方公共団体からの事務費負担額は11,160円、短期経理からの繰入額が2,100円、厚生年金保険経理・経過的長期経理からの繰入額が3,300円となります。

引き続き事務処理の効率化に努め、業務運営に当たり、経費節減を図ってまいります。



● 保健経理 ●

特定健康診査は
年1回必ず受診してください。
受診の結果、保健指導に該当した方は
特定保健指導を利用してください。

保健経理では、組合員および被扶養者の方の健康保持・増進のため、人間ドックなどの各種検診料助成のほか、特定健康診査費用や特定保健指導に該当した方の指導費用を全額負担するなど、皆さんが利用しやすい環境づくりに努めています。

今年度からは歯科健康診査の窓口負担額を無料とするほか、新たに「禁煙サポート事業」と電話等により身体の健康やメンタルヘルス相談に対応する「健康相談事業」をスタートします。

● 貸付経理 ●

貸付事業をご利用ください。

貸付事業では、組合員の皆さんが必要とされる資金の貸付を行っています。住宅の新築、購入、修理等の費用、自動車や家電製品等の購入費用、入学や修学に係る費用等、それぞれの用途に応じて資金を借入れることができます。

なお、貸付金の償還は給与控除となります。

また、償還の途中で元金の残高の一部または全部を手数料無しで償還することもできます。

住宅資金を借入れる場合、抵当権を設定する必要もありませんので、住宅の取得・リフォーム等をご検討の方は、ぜひご利用ください。

今年度の貸付スケジュールや貸付利率等は、19ページの案内をご覧ください。

● 物資経理 ●

令和3年度「ライフサポート年金」の
更新・新規加入の募集を行います。

遺族年金補完事業「ライフサポート年金」は、組合員およびその配偶者が万一（死亡・高度障害）の場合に、その遺族等に一定期間年金方式で保険金を支給することにより、公的遺族年金を補完し、生活安定や子どもの教育費確保に寄与することを目的としています。

死亡・高度障害の保障のほか、附加制度として特定疾病保険金を給付する「重病克服支援プラン」、退職後も継続できる「退職後継続プラン」があります。

スケールメリットにより、少ない保険料で大きな保障がありますので、多くの組合員の皆さんにご加入いただくことで安定した事業を行うことができます。

この機会にコースの見直しや新規のご加入をご検討ください。

令和3年度（令和3年10月1日から1年間の保障）の更新、募集については、裏表紙をご覧ください。

短期給付の財政状況と特定保険料率

短期給付の収支は当期利益金が見込まれます

短期給付の収支状況は、令和2年度末推計で5億770万円の当期利益金が生じ、利益剰余金が32億2,231万円と推計されました。

令和3年度は、負担金・掛金160億8,214万円など収入全体で184億5,955万円が見込まれ、前期高齢者納付金・後期高齢者支援金74億1,210万円など、支出全体で180億3,557万円が見込まれます。

これにより4億2,398万円の当期利益金が生じ、利益剰余金は前年度と合わせ36億4,629万円が見込まれます。

令和3年度利益剰余金の内訳

欠損金補てん積立金
6億9,795万円

将来の欠損金の補てんに充てるための法定積立金。当該事業年度以前3事業年度における短期給付の平均請求額の10%に相当する金額



短期積立金
29億4,834万円

毎事業年度における決算上の利益剰余金



組合員と被扶養者の皆さんには、このような短期給付の状況によりご負担をおかけしますが、生活習慣改善による疾病予防、特定健診の受診、保健指導の利用やジェネリック医薬品の活用等による医療費の抑制に一層のご協力をお願いします。

高齢者医療制度の納付金等に係る特定保険料率は

44.75%

特定保険料率とは、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、退職者給付拠出金、病床転換支援金に充てるための保険料率のことです。(右図)

これは、組合員皆さんから掛金等でご負担いただく短期財源のうち、約50%が高齢者医療を支えるための支出となっているということになります。

高齢者医療制度の納付金等と財源率・特定保険料率の推移

(単位:千円)

	29年度	30年度	元年度	2年度(推計)	3年度(推計)
退職者給付拠出金	183,387	28,918	△ 18,404	△ 14,325	△ 6,858
前期高齢者納付金	3,976,691	4,339,999	4,037,470	4,185,975	3,786,159
後期高齢者支援金	3,148,215	3,274,230	3,433,082	3,433,256	3,625,942
病床転換支援金	17	17	17	17	11
計	7,308,310	7,643,164	7,452,165	7,604,923	7,405,254
(対前年度 増△減)	(431,938)	(334,854)	(△ 190,999)	(152,758)	(△ 199,669)
財 源 率 (%)	97.00	97.00	97.00	97.00	97.00
特定保険料率 (%)	46.37	48.21	46.86	47.74	44.75

なお、年々増加している後期高齢者支援金は、加算・減算について、特定健診・保健指導や予防・健康づくり等に取り組む保険者に対するインセンティブ(減算)をより重視する仕組みに見直されています。

なお、支援金のインセンティブについては、特定健診・保健指導の実施率に加え、保健指導の対象者割合の減少幅、がん検診・歯科健診、糖尿病等の重症化予防の取り組み、後発医薬品の使用促進の取り組み、事業主との連携等の指標で総合的に評価が行われます。

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

7月の被扶養者資格確認調査について



ご理解とご協力をお願いします

共済組合では、組合員とその認定中の被扶養者との間の生計維持関係の確認をするため、定期的に資格確認調査を実施しています。

7月1日基準日の調査対象被扶養者がいる組合員の方には、所属所経由で「被扶養者調査回答・申告書」を6月末にお送りしますので、必要書類を添えて共済組合担当課へ提出していただきますようお願いいたします。

◆ 被扶養者とその要件

被扶養者とは、主として組合員の収入により生計を維持するもので、組合員と同一世帯に属しているものをいいます。調査では次の1、2などの内容を書類により確認し、引続き認定・認定取消の判定をしています。

1 被扶養者の収入要件

- 将来に向けて恒常的な収入が年額130万円未満(障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者は180万円未満)であること。
- パートやアルバイト等の給与収入者の場合は月額108,334円未満(130万円÷12月)(障害年金受給者等は15万円未満(180万円÷12月))であること。
- 繁忙期等で収入が月によって大きく変動する場合は、3カ月の平均額が108,334円未満(障害年金受給者等は15万円未満)であること。

*被扶養者の収入は手取り額や所得税法上の所得ではなく、総収入(非課税の通勤手当や賞与等も含む)を確認します。

2 被扶養者の同一世帯要件

同居・別居の申告によりその内容を確認しています。

ただし、別居の場合でも組合員の職務上やむを得ない事情がある場合や組合員からの定期的な仕送りによりその世帯の生計が維持されている場合には同居していることを要しません。

*被扶養者の範囲、要件等について、詳しくは共済組合ホームページを参照してください。

◆ 調査の回答に必要なもの

● 所得証明書または同意書

令和3年度(令和2年分)の所得証明書(写しでも可)または「被扶養者調査回答・申告書」中の同意書欄へ調査対象被扶養者が署名をいただいた場合は所得証明書の添付は省略できます。

なお、調査対象者が18歳到達年度までの場合はいずれも不要です。

● 収入額の詳細が確認できる以下のもの

給与収入があり現在も就労中の場合	給与支払等証明書(共済組合様式)、過去一年分の給与明細書、雇用契約書など
給与収入があったが既に退職している場合	退職日が確認できる書類(源泉徴収票の写しなど)
年金収入がある場合	最新の年金額が確認できる年金決定または改定通知書の写しなど(年金の種類を問わず全てのものについて必要)
事業所得(営業・農業など)や不動産所得等がある場合	令和2年度分確定申告書・収支内訳書の写しなど*

*事業所得では収入判断の際、必要経費として認める経費を控除した金額が所得額となります。(次ページ参照)

1 一般事業用

認める経費	認めない経費
売上原価(仕入)	減価償却費
給料・賃金	貸倒金
光熱給水費	借入金利子
修繕費	租税公課
消耗品費	損害保険料
地代家賃*	旅費・交通費
	通信費
	接待交際費
	福利厚生費
	広告宣伝費
	運搬費

*地代家賃は家計消費分と事業所分とが明確に区分されている場合(店舗と自宅が別)のみ認める。

2 農業収入用

認める経費		認めない経費
小作料・賃借料	農業衛生費	減価償却費
種苗費	諸材料費	利子割引料
素畜費	修繕費	租税公課
肥料費	動力光熱費	農業共済掛金
飼料費	土地改良費	
農具費		



●同一世帯に属することの確認に必要な以下のもの

	組合員と調査対象被扶養者が同一世帯に属している	組合員と調査対象被扶養者が同一世帯に属していない(世帯分離も含む)
扶養手当の支給が有	●各所属所の担当課において公的証明書等で確認がされている場合には、身分関係の確認書類は省略できます。	●調査対象被扶養者世帯の住民票の謄本 ●その世帯に属する全員分の次の書類 ①所得証明書 ※1 ②収入に応じた確認書類
扶養手当の支給が無	●住民票の謄本	仕送りが振り込みの場合 ●過去一年分の預金通帳等の写し(振込者、振込先の者、振込額、振込日の全てが確認できるもの) 仕送りが送金の場合 ●過去一年分の現金書留の控えの写し
送金事実と仕送り額の確認書類 ※2		

※1 18歳到達年度までの方は除きます。

※2 扶養手当の支給が有の配偶者および子については、組合員の申立て、給与担当者証明印と所属所長印により、省略できるものとします。

注意事項

平成30年10月1日から同一世帯に属していない場合の送金事実と送金額については、書類の添付を求め確認することとなりました。

仕送りの方法が、現金手渡し等、書類で確認できない場合は、被扶養者として認められないため、書類で確認できる振り込みや送金による方法としてください。

被扶養者認定が取消しとなる場合には、取消申告をしてください。

被扶養者として認定されていた方の状況が変わり、次に該当する場合などは、被扶養者の認定が取消しとなりますので、被扶養者認定取消しの手続きをしてください。

- 被扶養者が就職等により健康保険等の被保険者または組合員となったとき。
- 被扶養者の恒常的な収入(年金、給与、賃金、事業、利子、配当等全ての収入が対象)が130万円(または180万円)以上となったとき。
- 被扶養者の給与の月収が108,334円(130万円÷12月)以上となったとき。臨時およびパート等で月の収入が一定していない被扶養者は、3カ月の平均給与が108,334円以上となったとき。
***日頃から被扶養者の月収が108,334円以上とならないようご注意ください。**
- 被扶養者が180万円以上の年金を受給するようになった、または受給している年金が増額され、180万円以上となったとき。
- 収入基準額が180万円未満に該当する方については、年金と給与を合算した月収が15万円(180万円÷12月)以上となったとき。臨時およびパート等で月の収入が一定していない被扶養者は、3カ月の平均給与が15万円以上となったとき。
- 退職等により認定された被扶養者が、その後、雇用保険の失業等給付である基本手当の日額が3,612円以上の給付を受けることとなったとき。
- 被扶養者が他の方の被扶養者となったとき。
- 同居要件の被扶養者(義父母、配偶者の子(組合員と養子縁組をしていない子)、甥姪、伯叔父母等)と別居することとなったとき。
- 被扶養者と組合員本人が離婚または離縁したとき。
- 被扶養者が死亡したとき。
- 被扶養者が後期高齢者医療広域連合の障害の認定を受けたとき。

◎被扶養者の取消申告が遅れた場合被扶養者の資格をさかのぼって取り消すこととなります。

もし、取消日以降に共済組合の組合員被扶養者証を使用して医療機関等で受診していた場合には、共済組合で負担した金額を全額返還していただきます。(総医療費の7割分、高額療養費など)

このような事態を避けるためにも、日頃から被扶養者の収入等の把握について十分にご注意ください。



被扶養者認定講座

*雇用保険法の失業給付の取扱いについて

Q 被扶養者として認定している妻が、雇用保険法における失業給付(基本手当日額が4,200円を90日分の予定)を受給することとなります。引き続き被扶養者として認定できるのでしょうか?

A 被扶養者が雇用保険の失業給付を受給する場合、この手当も収入とみなすこととなります。例えば、基本手当日額が3,612円以上(130万÷12月÷30日)の場合については、受給総額が130万円未満(3,612円×90日)であっても、年額130万円以上(3,612円×360日)の恒常的収入があるとみなすため、被扶養者としての認定ができません。

今回のケースは失業給付の日額が4,200円であり、3,612円以上となるため失業給付を受給している期間は認定取消となります。

また、失業給付受給終了後に被扶養者の取消となった配偶者等が再就職できず家事に専念するような場合は、届け出により被扶養者として再度認定することができます。

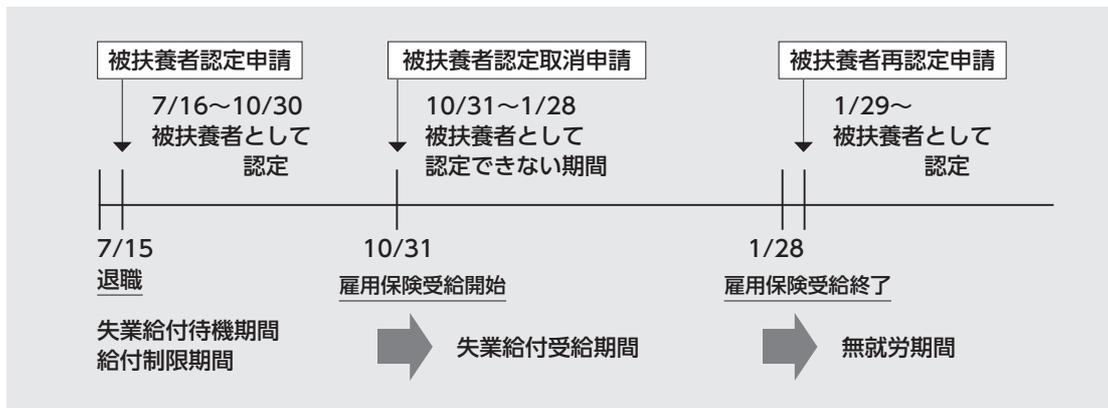
【雇用保険受給資格者証の記載参考例(第3面)】

7月15日退職で7月23日にハローワークへ求職申し込みした場合(基本手当日額4,200円の場合)

待機期間 求職申込から7日間	顔写真	支給番号 10000-12-123456-0	氏名 キョウサイハナコ	給付制限期間 普通退職の場合3カ月
-------------------	-----	---------------------------	----------------	----------------------

処理状況							
行数	処理月日	認定(支給)期間	日数	種類	支給金額	残日数	備考
1	0815	12-123456-0		キョウサイハナコ			次回認定日 11月7日
2		待機満了 待機満了日 020730					
3		給付制限期間 020731-021030		離職理由 40			
4	1107	12-123456-0		キョウサイハナコ			
5		021031-1106	7	基本手当	¥29,400	83	給付対象となる期間 10月31日(取消日) 給付対象となる初日 から扶養認定取消と なります。
6							
10	0131	12-123456-0		キョウサイハナコ			
11		030115-0128	14	基本手当	¥58,800		
12		支給終了					

最終の給付対象期間
支給終了の翌日1月29日から認定が可能となります。



お問い合わせ

資格管理課 審査担当 TEL 026-217-5669



知|っ|て|お|き|たい|い| 患者の心得

ジェネリック医薬品を
使ってみたいけど、
不安もある…



不安や疑問があるのなら
**薬剤師に
相談しましょう**



よく相談し、 納得した上で賢く選ぶ!

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、新薬（先発医薬品）の特許期間終了後、製造・販売される薬です。新薬と主成分や効果は同じですが、開発費が低く抑えられる分、種類によっては3～7割程度の価格で販売されています。最近では、新薬と原料や添加物、製造方法が全く同じである「オーソライズド・ジェネリック」も登場しています。

ジェネリック医薬品を使ってみたいと思ったら、医師に「ジェネリックはありますか?」と尋ねてみてください。

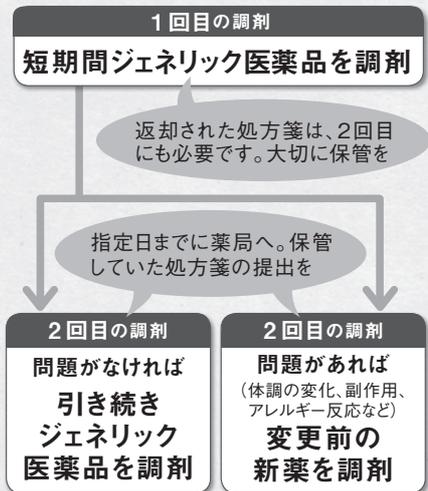
ただし、全ての薬にジェネリック医薬品があるわけではありませんし、薬局により品ぞろえも異なります。新薬と主成分が同じでも、薬の色や形状、添加物などが異なるものもあります。薬の効果、アレルギーや副作用など、不安な点はしっかりと確認することが大切です。それぞれの薬の特徴を聞き、薬剤師と相談して選ぶようにしましょう。

また、「お試し調剤」といって、短い期間だけジェネリック医薬品を調剤してもらい、そのまま使用し続けるかどうかを判断する方法もあります。試した結果、問題がある場合は、新薬への変更も可能です。

いずれにせよ、どちらの薬を使用するかは患者が決めるもの。納得した上で選べば、安心して薬を使うことにつながります。

“お試し調剤”を 試してみよう!

「お試し調剤」（分割調剤）とは、短期間だけ、ジェネリック医薬品を試せる制度のことです。処方箋を提出する際に、薬剤師に「お試し調剤」を希望する旨を伝えます。



監修

認定NPO法人ささえあい医療人権センター
COML(コムル)理事長
山口育子 やまぐち いくこ

認定NPO法人ささえあい医療人権センター COML:

「賢い患者になりましょう」を合言葉に、患者が自立・成熟し、主体的に医療に取り組むことを目指して1990年に設立。患者と医療者が協働する医療の実現を目的に、電話相談やセミナーなど、さまざまな活動を展開。

ジェネリック医薬品の 使用割合・切替差額通知送付 による削減効果



令和2年におけるジェネリック医薬品の使用割合・切替差額通知送付による削減効果についてお知らせします。
政府の方針では、医薬品に係る国民負担の軽減に向けて、ジェネリック医薬品の使用割合の目標を80%と掲げ、公務員共済組合の率先使用を求めています。

共済組合においても、ジェネリック医薬品切替差額通知を実施して、使用促進の啓発に努めてまいりました。医療費の増加を抑制する対策の一つとしてジェネリック医薬品の使用促進に引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

1 ジェネリック医薬品の使用割合

令和2年1月～令和2年12月診療分の医薬品のうち、ジェネリック医薬品が占める割合の推移についてお知らせします。

ジェネリック医薬品の使用割合

年月	使用割合（単位：%）		
	組合員	被扶養者	全体
令和2年 1月	83.93	78.50	79.48
令和2年 2月	84.70	79.59	82.53
令和2年 3月	84.73	77.29	81.46
令和2年 4月	83.22	78.32	81.28
令和2年 5月	83.88	79.14	81.95
令和2年 6月	83.97	78.67	81.85
令和2年 7月	84.09	78.71	81.97
令和2年 8月	85.18	78.36	82.42
令和2年 9月	82.38	84.16	79.64
令和2年10月	85.69	80.45	83.56
令和2年11月	85.12	80.46	83.12
令和2年12月	84.88	80.53	83.12

使用割合は、全体的に上昇傾向で、組合員の使用割合は、1年を通して目標の80%を超え、安定した数値を保っています。

また、被扶養者の使用割合は、組合員の使用割合に比べると低い状況ではありますが、令和2年9月以降、目標の80%を超えています。



2 ジェネリック医薬品切替差額通知の送付による削減効果

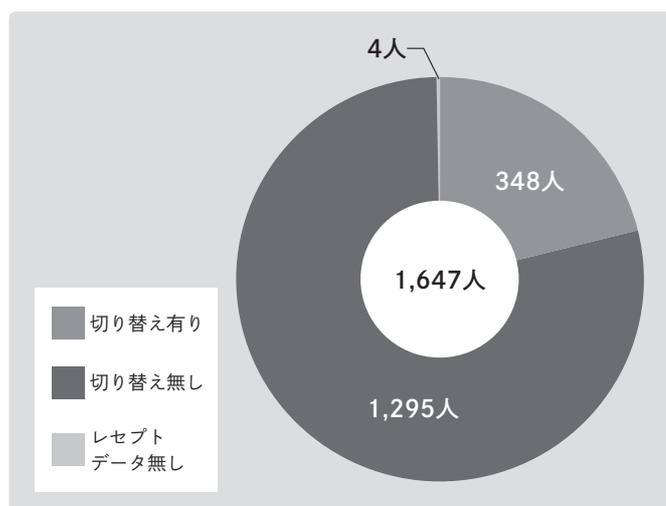
「ジェネリック医薬品切替差額通知」は、ジェネリック医薬品へ切り替えたことにより、どのくらい医療費が削減されるかをお知らせするための通知で、平成31年1月～令和元年12月診療分の「ジェネリック医薬品切替差額通知」は、令和元年8月、令和2年2月に対象者に送付しています。

令和元年診療分の送付対象者

慢性疾患（高血圧、糖尿病、脂質異常症や花粉症など）で薬を服用している組合員および被扶養者で、差額の幅が最も大きいジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減可能合計額が300円以上見込まれる方を対象に送付しています。

切り替え人数の割合

右の円グラフは、令和元年診療分の「ジェネリック医薬品切替差額通知」を送付された対象者が、令和2年1月～令和2年12月中に新たにジェネリック医薬品の使用が確認できた人数の割合です。



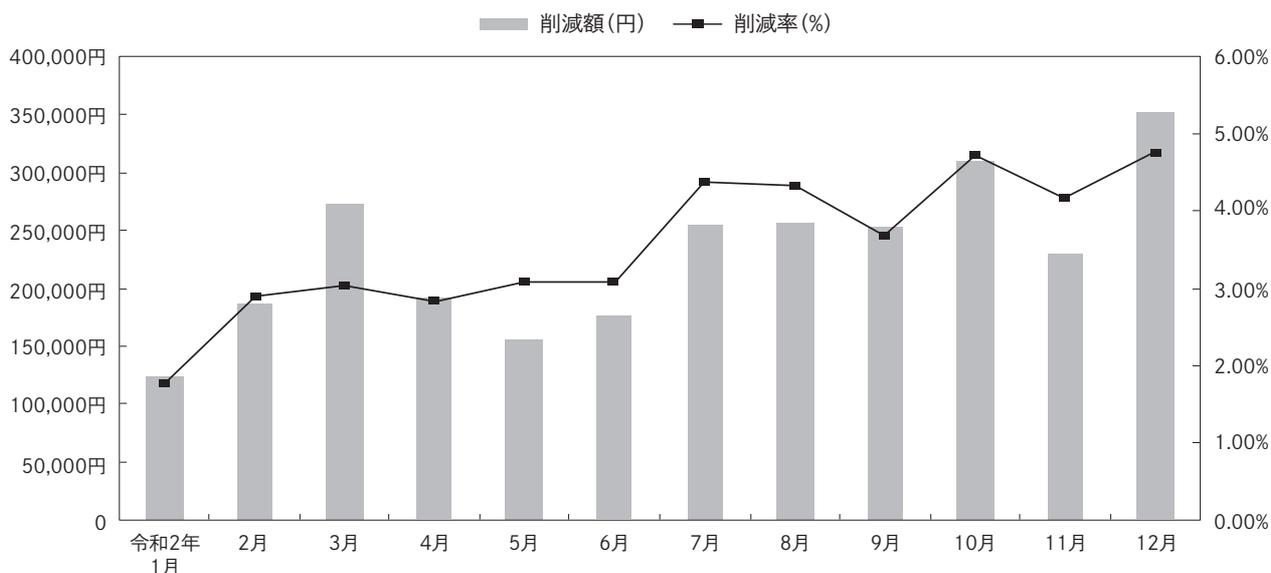
削減効果

次のグラフは、令和元年診療分の「ジェネリック医薬品切替差額通知」を送付された対象者が、令和2年1月～令和2年12月にジェネリック医薬品に切り替えたことによる薬剤費の削減効果を示したもので、1年間で約276万円が削減されました。

※削減額の定義：「切り替えたジェネリックの薬剤費」と「切り替えたジェネリックが先発品だった場合の薬剤費」の差額

削減額等の推移

	令和2年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
削減額(円)	123,513	186,737	273,357	191,859	156,277	175,385	254,808	256,484	253,000	309,331	230,695	352,024
削減率(%)	1.76%	2.90%	3.04%	2.82%	3.07%	3.09%	4.38%	4.32%	3.69%	4.73%	4.17%	4.77%



お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方

柔道整復師とは、骨折、脱臼、ねんざ、打撲や肉離れなどの痛みに対して施術を行う専門家です。医師ではないため、施術の行為は限定され、手術や薬の処方、レントゲン検査などは行えません。

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術のうち、組合員証等（健康保険）が使用できるケースは限定されています。施術を受ける前にしっかり確認して正しくかかりましょう。



組合員証等（健康保険）が使えるケース（一部自己負担）

外傷性が明らかな

骨折、脱臼、打撲、ねんざ（肉離れを含む）

骨折、脱臼については、応急手当として行う施術の場合を除き、医師の同意が必要です。

また、応急手当後に行う施術についても医師の同意が必要になります。

※外傷性とは関節等可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示すもので、身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものであることとされています。

例えば

- ◎ 荷物運びで、腰を痛めた
- ◎ 階段で足を捻った
- ◎ 日常生活やスポーツで、ねんざしたり骨折したなど



組合員証等（健康保険）が使えないケース（全額自己負担）

- ◎ 単なる（疲労性・慢性的な要因からくる）肩こりや筋肉疲労
- ◎ 病気（内科的原因による疾患）によるこりや痛み
- ◎ 脳疾患後遺症等の慢性病
- ◎ 症状の改善がみられない長期の施術
- ◎ スポーツなどによる肉体疲労改善のための施術
- ◎ 仕事中や通勤途上に起きた負傷（公務災害等が適用される）



施術を受けるときの注意事項

1 負傷原因を正確に伝えてください。

正確に負傷原因を伝えて、まず健康保険が使えるかどうか確認してください。
交通事故など第三者行為による負傷の場合は、必ず共済組合に連絡してください。

2 病院での治療と重複はできません。

同一の負傷について同時期に保険医療機関(病院、診療所等)での治療と柔道整復師の施術を重複して受けた場合は、原則として柔道整復師の施術料は全額自己負担となります。

3 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けてください。

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

4 療養費支給申請書は内容をよく確認してから署名しましょう。

療養費支給申請書は、受領者が柔道整復師に共済組合への請求を委任するものです。負傷原因、負傷名、施術日数、金額などをよく確認し、原則本人が署名をしてください。

白紙の用紙に署名をするのは間違った請求につながりますので、ご注意ください。

5 領収書は必ずもらいましょう。

領収書を必ずもらい、金額が問題ないか確認しましょう。受け取った領収書は、保管しておきましょう。

医療費の適正化にご協力ください

医療費は、皆さんの保険料等から支払われています。医療費が正しく使われないと、皆さんの家計や保険財源を圧迫してしまいます。

一人一人が健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切に受診することが医療費の適正化につながりますので、ご協力をお願いします。

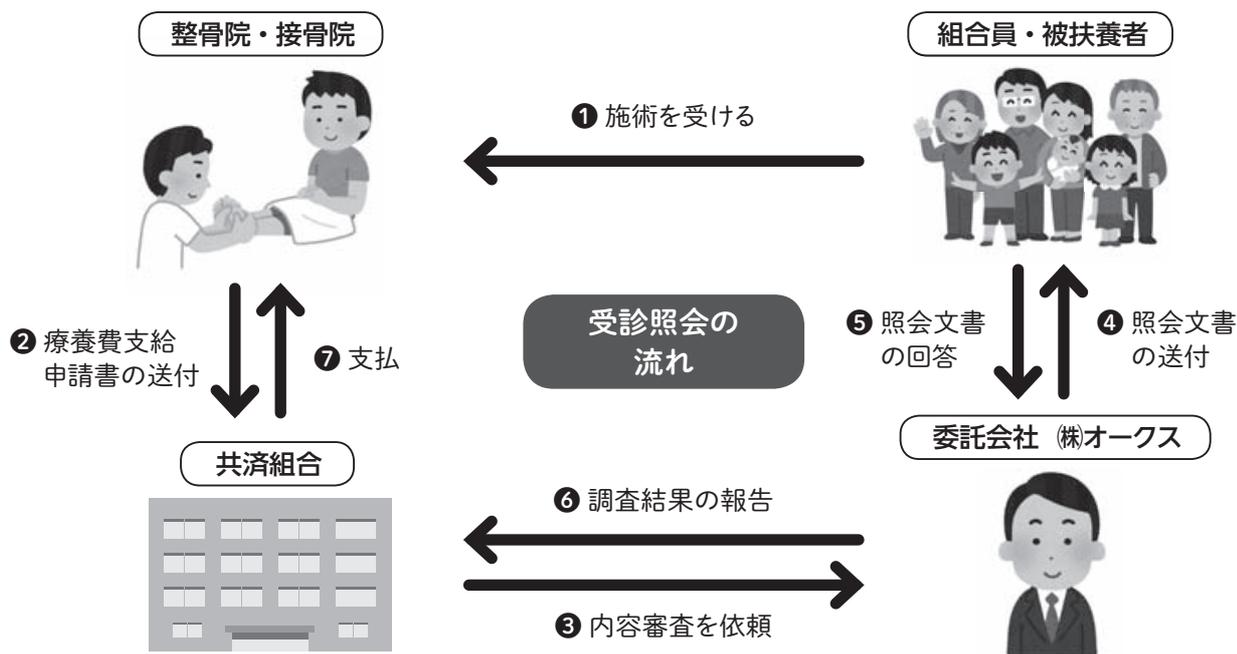


柔道整復師（整骨院・接骨院）等の 施術内容の照会を実施しています

共済組合では、短期給付事業における療養費適正化への取り組みの一環として、柔道整復師等（柔道整復師、はり、きゅうおよびあん摩・マッサージ・指圧師）の施術に係る内容審査等を実施しています。

整骨院・接骨院等（はり、きゅうおよびあん摩・マッサージ・指圧師による施術を含む。）で組合員証等を使用して受けた施術の内容（負傷原因や施術期間・回数等）に調査の必要が生じた場合、委託会社から組合員および被扶養者の皆様のご自宅に照会文書を送付させていただきます。

調査の対象となった皆様にはお手数をおかけしますが、照会文書が届きましたらご回答いただきますよう、ご協力をお願いいたします。



委託会社

(株)オークス（連絡先：オークスおからだ相談室 03-5302-1035）

※委託会社は、全国市町村職員共済組合連合会が共同調達を行い、一般競争入札により決定しました。

なお、個人情報の取扱いについて、委託した業務の遂行目的以外に一切使用しない旨の契約を取り交わしています。

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651

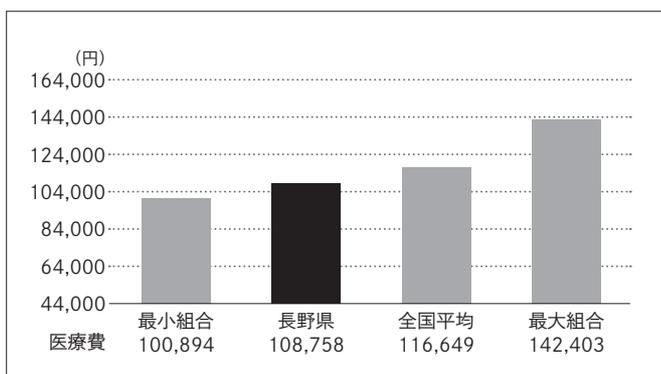
皆さんの医療費は!?

医療費統計 vol.58 医療費の動向について

共済組合では、令和元年度の組合員の医療費(被扶養者を除く)について全国の市町村職員共済組合(60組合)と比較し、当共済組合がどのような状況にあるのか確認しました。今回はその結果についてお知らせします。

(各指標の数値は、全国市町村職員共済組合連合会「医療費・健診等結果データ集(令和元年度(2019)データ)」より)

① 1人当たり医療費の状況



医療費の状況を把握する際の代表的な指標の一つとして「1人当たり医療費」があります。

1人当たり医療費は、次の式で算出します。

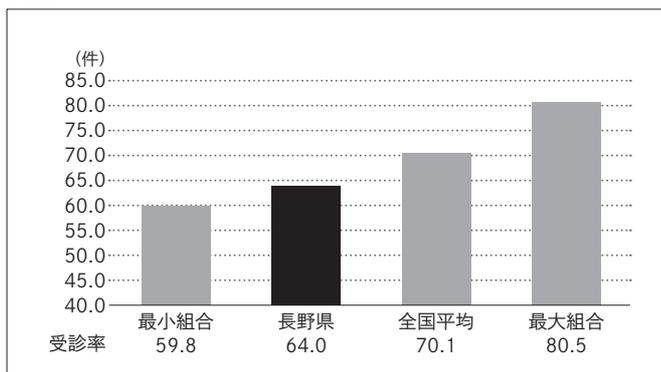
$$\text{1人当たり医療費} = \text{医療費総額} \div \text{組合員数}$$

最も金額の高い組合と最も低い組合では41,509円の差があり、全国平均は116,649円でした。

当共済組合は108,758円で、全国の60組合中11番目(平成30年度は6番目)に低くなっています。

② 「受診率」および「1件当たり医療費」の状況

● 受診率

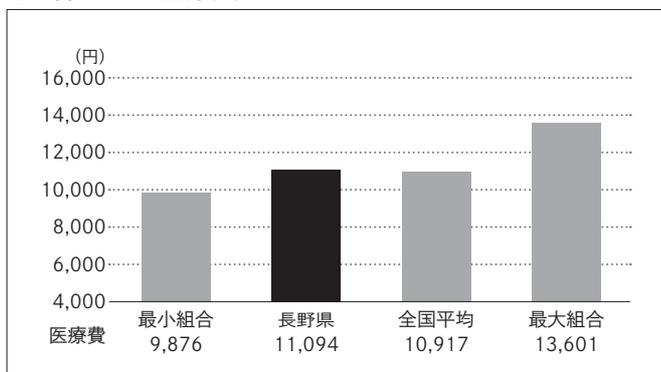


受診率は、組合員100人当たり1カ月間のレセプト件数であり、医療機関の受診頻度を示しています。

疾病の初期段階で医療機関を受診(早期受診)する場合もあるため、必ずしも件数が少なければ良いというものではありませんが、健康を害している人がどの程度いるかを示す指標です。

当共済組合は64.0件で、全国平均(70.1件)よりも少なくなっており、60組合中4番目(平成30年度は5番目)に少なくなっています。

● 1件当たり医療費



1件当たり医療費は、組合員の医療費総額を組合員のレセプト件数で除したもので、レセプト1件当たりの医療費がいくらだったかを示しており、金額が高いほど重症化・慢性化した疾病を抱える人が多いこととなります。

当共済組合は11,094円で、全国平均(10,917円)よりもわずかに高くなっており60組合中36番目(平成30年度は25番目)と平均的な水準となっています。

当共済組合の医療費の特徴は、全国の60組合と比較すると金額は低く(11位)抑えられています。医療費の内容を分析すると、医療機関を受診する頻度は低く(4位)になっており、疾病が重症化・慢性化する度合いはほぼ平均(36位)になっています。

日頃からの健康管理を心がけていただき、**適正な受診・治療等**に引き続きご協力をお願いします。

お問い合わせ

医療福祉課 医療担当 TEL 026-217-5651



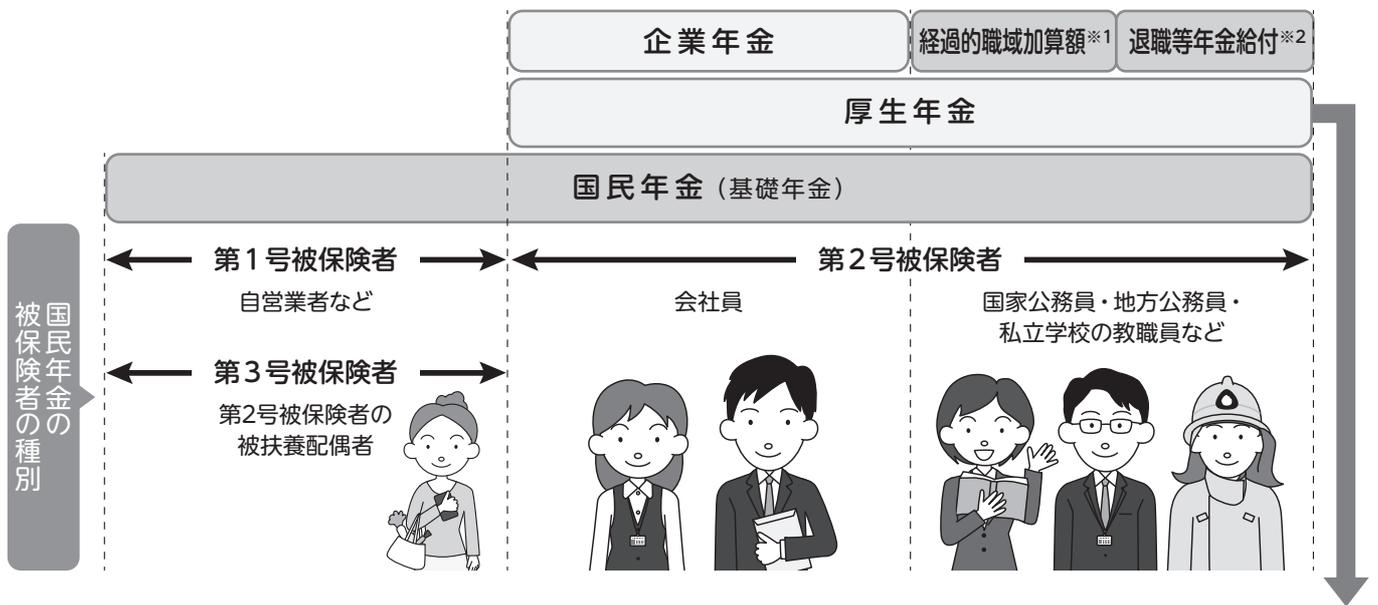
公的年金制度のしくみについて 教えてください！



現在の公的年金制度は、全国民を対象とした「国民年金」、民間企業に勤めている方や公務員、私立学校の教職員を対象とした「厚生年金」の2種類となります。

「国民年金」とは、原則20歳以上60歳未満の全ての国民を加入対象として、全国民共通の基礎年金として支給されるもので、「厚生年金」は、給与に比例した年金を基礎年金に上乗せするかたちで支給されます。

公的年金制度の体系



国民年金の
被保険者の
種別

厚生年金の
被保険者の
種別

- ① 第1号厚生年金被保険者…下記第2号～4号以外の厚生年金の被保険者
- ② 第2号厚生年金被保険者…国家公務員共済組合の組合員
- ③ 第3号厚生年金被保険者…地方公務員共済組合の組合員
- ④ 第4号厚生年金被保険者…私立学校教職員共済制度の加入者

きになる

ワンポイント



ねんきん定期便が届いたら、内容を確認しましょう

ねんきん定期便は、現在加入している公的年金制度と被保険者種別により、各実施機関から被保険者に送付されます。ねんきん定期便には、被保険者の公的年金の加入期間や保険料納付額、年金の見込み額等の情報が記載されていますので、お手元に届いた際は記載内容をしっかりと確認しましょう。

なお、50歳以上の方の年金見込額は、現在の加入条件で、60歳まで加入し続けた場合の額となります。

※退職等年金給付に関する情報については、共済組合から送付される「給付算定基礎額残高通知書」で確認することができます。(18ページ参照)



年金給付の種類

厚生年金

老齢厚生年金

被保険者期間などが10年以上である方が65歳以上になると、一定の条件を満たしていれば、老齢厚生年金が受けられます。

遺族厚生年金

組合員が在職中または退職後に死亡した場合、一定の条件を満たしていれば、その遺族は遺族厚生年金が受けられます。

障害厚生年金

組合員が在職中の病気やケガで重度の障害の状態になったとき、一定の条件を満たしていれば、障害厚生年金が受けられます。

障害手当金

初診日から5年を経過するまでに傷病が治っており、障害厚生年金が支給されない程度の軽度の障害の状態にあるとき、障害手当金が受けられます。

国民年金(基礎年金)

老齢基礎年金

65歳になると、一定条件を満たしていれば、老齢基礎年金が受けられます。

遺族基礎年金

在職中または退職後に死亡した組合員に子どもがいる場合、一定の条件を満たしていれば、配偶者かその子どもは遺族基礎年金が受けられます。

障害基礎年金

障害等級が1級または2級の状態になったとき、一定の条件を満たしていれば、障害基礎年金が受けられます。

※1 一元化前(平成27年9月30日以前)に 地方公務員共済組合の組合員期間がある方

経過的職域加算額

退職共済年金(経過的職域加算額)

引き続き1年以上の組合員期間がある方は、一元化前の期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

障害共済年金(経過的職域加算額)

一元化前の組合員期間に初診日があり、保険料納付要件を満たす方で、一元化前の障害共済年金の支給要件を満たしていれば、一元化前の期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

遺族共済年金(経過的職域加算額)

一元化前の組合員期間に初診日がある傷病により死亡した場合、または一元化後に初診日がある公務外の傷病により死亡した場合は、一元化前の期間に応じた職域部分の年金が支給されます。

※2 平成27年10月以降に 地方公務員共済組合の組合員期間がある方

退職等年金給付

退職年金

1年以上の引き続く組合員期間を有している方が退職し、65歳に達したとき、または65歳に達した日以後退職したときに、退職年金が受けられます。

公務障害年金

平成27年10月以降に初診日がある公務による病気やケガで障害の状態になったとき、一定の条件を満たしていれば、公務障害年金が受けられます。

公務遺族年金

公務による病気やケガが原因で在職中または退職後に死亡したとき、一定の条件を満たしていれば、公務遺族年金が受けられます。

令和3年度の年金額改定についてお知らせします

～年金額は令和2年度から0.1%の引き下げです～

総務省から、「令和2年平均の全国消費者物価指数」(生鮮食品を含む総合指数)が公表されました。これを踏まえて、令和3年度の年金額は、法律の規定により、令和2年度から0.1%の引き下げとなります。

○ 令和3年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例

	令和2年度(月額)	令和3年度(月額)
厚生年金※(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	220,724円	220,496円(▲228円)
国民年金(老齢基礎年金(満額):1人分)	65,141円	65,075円(▲66円)

※平均的な収入で40年間就業した場合に受け取り始める年金の給付水準です。

○ 令和3年度の在職老齢年金の支給停止基準額は変更なし

老齢厚生年金を受給しながら在職している場合は、年金と賃金の合計額に応じて、年金額が一部または全額支給停止されます。令和3年度の在職老齢年金の支給停止基準額などは令和2年度から変更ありません。

- ・60歳台前半(60歳～64歳)の支給停止基準額……………28万円
- ・65歳以降の支給停止基準額……………47万円

お問い合わせ

年金課 年金担当 TEL 026-217-5607

退職等年金給付の 「給付算定基礎額残高通知書」を送付します

平成27年10月1日に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金における3階部分は廃止となり、新たに退職等年金給付が創設されました。

この退職等年金給付は、将来の年金給付に必要な原資を労使折半の保険料で積み立て、その積立額に基準利率による利息等を加えた「給付算定基礎額」をもとに給付されます。

前年度に個人が積み立てた給付算定基礎額等に関する情報を「給付算定基礎額残高通知書」によりお知らせします。

毎年6月頃に全国市町村職員共済組合連合会から圧着はがきで送付されます。

- 内容を確認される場合は、毎月の給与明細書と照合してください。
- ペーパーレス化が進んでおりますが、当面ははがき形式での送付となりますので、保管および処分については、適宜行っていただきますようお願いいたします。

インターネットで将来の年金見込額を閲覧できます

地共済年金情報Webサイトをご利用いただきますと、ご自身の年金見込額等(※)の年金個人情報をパソコンで閲覧することができます。ぜひご活用ください。

(※)年金見込額は、確認時点の就業状態、給与額、賞与額等をベースに年金受給額等を試算しているため、実際の金額と異なります。

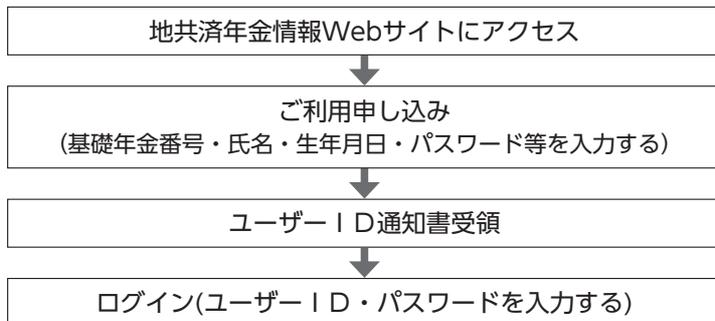
地共済年金情報Webサイト

検索

全国市町村職員共済組合連合会ホームページからもアクセスいただけます。

24時間365日利用可能(サーバーのメンテナンス時を除く。)

◆ご利用申し込みの簡単な流れ



●相談窓口 (Webサイト用)

全国市町村職員共済組合連合会
年金部年金企画課

☎03-5210-4608

月曜日から金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前9時~午後5時



年金払い退職給付に係る財政状況(令和元年度末)について

地方公務員共済組合連合会では、ホームページに令和元年度末の「財政検証結果」を掲載しています。ぜひ、ご覧ください。

<https://www.chikyoren.or.jp/> (地方公務員共済組合連合会トップページ)

トップページの「年金関連情報 ⇒ 年金財政関係 ⇒ 年金払い退職給付(退職等年金給付) ⇒ 財政検証・財政再計算」からご覧いただけます。

地方公務員共済組合連合会

検索

地方公務員共済組合連合会

お問い合わせ

年金課 年金担当 TEL 026-217-5607

貸付事業のご案内

共済組合では、自動車の購入、住宅の取得・リフォーム、医療、教育、冠婚葬祭等、組合員の臨時の支出に対する資金の貸付を行っています。

共済組合の貸付は、**借入時の保証人・保証料・抵当権設定が不要**であり、また、**繰上償還(一部・全部)における手数料も不要**となっています。

貸付利率は、年1.26%で、毎月の給与から控除されます。

◆貸付の種類等

貸付種類	貸付事由	対象者	貸付金限度額	貸付利率
普通貸付	組合員が臨時に資金を必要とするとき(自動車、家電製品の購入などにかかる費用)	全組合員	給料月額×6月分 (上限:200万円)	年1.26%
住宅貸付	組合員が居住するための住宅の新築、増改築、修理、購入するときまたは住宅の敷地を購入するとき	1年以上の組合員期間がある組合員	給料月額×組合員期間の区分に応じた月数 (上限:1,800万円)	
特別貸付	医療貸付	全組合員	給料月額×6月分 (上限:100万円)	
	入学貸付		給料月額×6月分 (上限:200万円)	
	修学貸付		月額15万円 (1年で最高180万円)	
	結婚貸付		給料月額×6月分 (上限:200万円)	
葬祭貸付	組合員の配偶者、子、父母もしくは兄弟姉妹の葬祭にかかる費用			

※1 このほか、災害貸付、在宅介護対応住宅貸付、高額医療貸付および出産貸付があります。

※2 貸付利率は、退職等年金給付の「基準利率」に応じて変動します。

◆貸付申し込み時期

借入れ希望月の前月末日までに貸付の申し込みをしてください。

貸付日が代金等の支払期日(納期)以前であれば、いつでも申し込みができます。

◆今後の貸付スケジュール

貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日	貸付月	貸付日(送金日)	申込締切日
令和3年6月	30日(水)	5月31日(月)	令和3年11月	30日(火)	10月29日(金)
7月	30日(金)	6月30日(水)	12月	27日(月)	11月30日(火)
8月	31日(火)	7月30日(金)	令和4年 1月	31日(月)	12月28日(火)
9月	30日(木)	8月31日(火)	2月	28日(月)	1月31日(月)
10月	29日(金)	9月30日(木)	3月	30日(水)	2月28日(月)

◆貸付金の償還

償還期間と償還額は、貸付の種類ごとに予め設定されていますので、共済組合ホームページをご参照ください。

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

組合会議員退職に伴う補欠選挙を行いました

共済組合の組合会議員であった平谷村長 小池 正充氏が、令和3年2月4日付けで同村を退職し、組合会議員の職を失ったことに伴い、組合会議員の補欠選挙が令和3年2月18日に行われ、豊丘村長 下平 喜隆氏が当選しました。



組合会議員の選挙結果 下平 喜隆 豊丘村長が当選

下平 喜隆 氏 (豊丘村長)

趣味：ゴルフ、音楽鑑賞 (ロック、ジャズ)

抱負：明るく楽しい職場をモットーに仕事に取り組んでいます。



第2期データヘルス計画の中間評価・見直しについて

地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組については、「地方公務員共済組合におけるデータヘルスの取組について」(平成29年10月10日付け総行福第205号総務省自治行政局公務員部福利課長通知)に基づき、各共済組合において、計画の進捗状況や他の保険者の先進的なデータヘルスの取組および厚生労働省が公表している「データヘルス計画作成の手引き(改訂版)」等を踏まえ、段階的に計画や事業の改善を行うなど、計画の目的が達成されるよう継続的に事業の見直しが行われています。

第2期データヘルス計画(平成30年度～令和5年度までの6年間)は、1年度ごとの評価と、半期・3年度、1期・6年度での中長期での評価を行うこととされており、令和2年度は、半期3年度となることを踏まえ、目標達成度の中間評価に基づき、後半3年分(令和3年度～令和5年度)の計画の見直しを行いました。

見直し後の第2期データヘルス計画(改訂版)は、共済組合ホームページ(<https://nagano-kyosai.jp/>)において、公表しております。

1 中間評価・見直しの手順

①保健事業全体の確認

- 健康課題の確認
- 保健事業全体の目的・目標の再確認
- 保健事業全体の方向性の確認

②保健事業の経年での進捗把握、評価

- 各保健事業について過去3年間の実績値の確認、目標達成度の評価

③第2期後半における計画の見直し

- 各保健事業における実施方法(プロセス)、実施体制(ストラクチャー)の見直し
- 評価指標、目標値の再設定

2 計画見直しに伴う新規事業

①歯科健康診査における検診料金の全額助成

②禁煙サポート事業の実施

③電話等による健康相談およびメンタルヘルス相談の実施

※実施内容等の詳細は、後日ホームページ等でお知らせします

Check!



特定健康診査・特定保健指導を 活用しましょう



特定健康診査は、生活習慣病を未然に防ぐために国が定めた健康診査で、40歳以上75歳未満の方が対象です。健診の結果、特定保健指導の対象となった方は、生活習慣改善のための保健指導を受けてください。

特定健康診査

検査項目となるのは、腹囲、BMI、血圧、脂質、血糖のほか、喫煙の有無などもチェック項目となります。生活習慣病は気づかないうちに進みます。必ず毎年受けましょう。

●受診方法

組合員	職場の健康診断や人間ドックの結果を共済組合が受領することで、特定健康診査を受診したことになります。	被扶養者	共済組合が5月に送付する「特定健康診査受診券」で、無料で受診できます。共済組合が委託した医療機関や、市町村の住民健診などで受診できますが、詳しくは受診券送付時にご案内します。
------------	---	-------------	---

特定健診検査項目一覧表

検査項目	調べる内容	単位	基準値	保健指導判定値	受診勧奨判定値
診 察	身長・体重・BMI		18.5以上25未満	25以上	
	腹 囲	cm	男性 85未満 女性 90未満	男性 85以上 女性 90以上	
	血 圧	mmHg	収縮期血圧 130未満 拡張期血圧 85未満	収縮期血圧 130~139 拡張期血圧 85~89	収縮期血圧 140以上 拡張期血圧 90以上
脂 質	中性脂肪	mg/dL	150未満	150~299	300以上
	HDLコレステロール	mg/dL	40以上	35~39	34以下
	LDLコレステロール	mg/dL	120未満	120~139	140以上
	Non-HDLコレステロール☆	mg/dL	150未満	150~169	170以上
肝機能	AST(GOT)	U/L	30以下	31~50	51以上
	ALT(GPT)	U/L	30以下	31~50	51以上
	γ-GT(γ-GTP)	U/L	50以下	51~100	101以上
糖代謝	空腹時血糖★	mg/dL	100未満*	100~125	126以上
	HbA1c(NGSP値)★	%	5.6未満*	5.6~6.4	6.5以上
	随時血糖★	mg/dL	100未満	100~125	126以上
	尿 糖		(-)	(±)以上 注)血糖もしくはHbA1c同時実施の判定区分。	
腎機能	尿蛋白		(-)	(±)	(+)以上
	血清クレアチニン値*	mg/dL	男性 1.00以下 女性 0.70以下	男性 1.01~1.29 女性 0.71~0.99	男性 1.30以上 女性 1.00以上
	eGFR*	mL/分/1.73m ²	60.0以上	45.0~59.9	44.9以下
貧 血	ヘマトクリット値*	%	男性 38.5~48.9 女性 35.5~43.9	男性 35.4~38.4 49.0~50.9 女性 32.4~35.4 44.0~47.9	男性 35.3以下 51.0以上 女性 32.3以下 48.0以上
	血色素量* (ヘモグロビン値)	g/dL	男性 13.1~16.3 女性 12.1~14.5	男性 12.1~13.0 16.4~18.0 女性 11.1~12.0 14.6~16.0	男性 12.0以下 18.1以上 女性 11.0以下 16.1以上
	赤血球数*	10 ⁴ /μL	男性 400~539 女性 360~489	男性 360~399 540~599 女性 330~359 490~549	男性 359以下 600以上 女性 329以下 550以上
	動 脈 硬 化	心 電 図*		異常所見なし	軽度所見あり
眼 底*			異常所見なし	軽度異常/要経過観察	要医療/治療中

■は特定保健指導対象者選定のための項目。
★はいずれかの項目の実施で可。 *は医師の判断に基づき選択的に実施する項目。
☆は中性脂肪が400mg/dL以上または食後採血の場合、Non-HDLコレステロールの測定でも可。
※は日本内科学会等内科系8学会基準のメタボリックシンドローム判定値は、空腹時血糖110mg/dL未満(相当するHbA1c(NGSP値)の判定基準は6.0%未満)。

特定保健指導

特定健康診査の結果、保健指導レベルに該当した方には、「特定保健指導利用券」を自宅に送付します。保健指導は、共済組合が委託している保健指導機関(ICT面談、個別訪問型面談)や契約実施機関等で受けることができます。実施機関については、利用券送付時にご案内します。保健指導に係る費用は、全額共済組合が負担します。

お問い合わせ 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698



小布施町

長野県の北東に位置する、県内で一番小さな町「小布施町」。酸性土壌で育つ栗をはじめとした果樹の生産が盛んです。「栗と北斎と花のまち」として親しまれている、小布施町の歴史・文化や、おすすめ観光スポットをご紹介します。

小布施町データ(令和3年1月1日現在)

- 面積 19.12平方キロメートル
- 人口 11,028人
- 世帯数 3,921世帯



晩年の大作を鑑賞できる美術館

◎ 信州小布施 北斎館

江戸の浮世絵師・葛飾北斎は80歳を過ぎた頃より豪商・高井鴻山の支援のもと小布施に数回逗留し、画業に励みました。北斎館では、晩年の集大成である2基の祭屋台の天井絵や、ここでしか見られない貴重な肉筆画など、小布施に残した大作の数々が展示されています。80代で描いたとは思えない迫力と色彩美は、訪れる人々を魅了します。



電 026-247-5206 住 小布施町大字小布施485
 時 9:00~17:00 (入館は16:30まで、季節変動あり)
 休 12月31日 料 一般1,000円/高校生500円/小中学生300円

わたしの町の 信濃めしなの なたうまい!!

小布施栗



江戸時代には將軍への献上品だった小布施の栗。栗羊羹、栗かのこ、栗おこわ、モンブラン……心ゆくまでご堪能あれ。

オブセ牛乳



80℃ 15分間のこだわり殺菌で、コクを残しつつさらりとした飲み心地。学校の給食でも提供される、小布施町のソウルドリンクです。

チェリーキッス



酸味が強めのさくらんぼ「チェリーキッス」。ジャムやゼラート、焼き菓子などが6月下旬から町内の店舗で楽しめます。

大自然に囲まれた花のミュージアム

◎ フローラルガーデンおぶせ

「花のまち小布施」を代表する施設。季節の花で彩られた花壇が楽しめる他、花や園芸用品の売店や、庭園を眺めながら食事ができるレストランもあります。



電 026-247-5487 住 小布施町大字中松506-1 時 10:00～16:30
(入園受付は16:00まで) 休 木曜日(冬期間) 年末年始
料 令和3年4月から1年間 無料開放

日本初の灯火具専門館

◎ 日本のあかり博物館

かつてはあかりの燃料となる菜種油の生産が盛んだった小布施。ゆかりの地にあるこの博物館には、国の重要有形民俗文化財を中心とした様々なあかりの道具が展示されており、日本のあかりの発展について学べます。



電 026-247-5669 住 小布施町大字小布施973 時 9:00～17:00
(3月21日～11月20日)、9:30～16:30(11月21日～3月20日)
休 水曜日、年末年始。ただし祝祭日は営業。8・10・11月は無休
料 大人500円/高生400円/小中生無料/障害者手帳提示者 無料

小布施町 ピックアップ

江戸時代の「六斎市」を 引き継ぐ伝統行事 「安市」

長野県下の三大市の一つとしても有名な、五穀豊穡・商売繁盛を願う伝統行事。皇大神社では行者による火渡りの神事が行われ、境内には福だるまなどの縁起物を扱う露店が並び、大勢の人々で賑わいます。

伝統を今に残す
小布施町の大イベント



Nagano style × インタビュー

「小布施町の魅力 この方に聞きました」

趣向を凝らして彩られた
様々な庭を巡って
みてください!!

小布施町役場
産業振興課
倉島 志織さん



町中に広がるオープンガーデンで皆さんをおもてなし

「栗と北斎と花のまち小布施」町のキャッチフレーズにも登場するように、小布施町は花によるまちづくりが盛んです。個人宅の庭を開放して、お花好きのご近所さんや観光客の方が自由に庭園鑑賞を楽しめる「オープンガーデン」には、町内約120軒のお宅にご登録いただいております。気候が暖かくなり、見頃のお庭が増えてくるこの時期、ぜひオープンガーデンを見に小布施町へお越しください!



88歳で手がけた、
葛飾北斎肉筆画の
集大成は圧巻



写真提供:岩松院

雁田山の山間にたたずむ古刹

◎ 曹洞宗 岩松院

小布施町の東部に位置する曹洞宗の古寺。本堂の天井には、葛飾北斎の「八方睨み鳳凰図」が大迫力かつ色鮮やかに描かれています。境内にある福島正則の霊廟や、小林一茶が句を詠んだ蛙合戦の池なども見どころの一つ。自然の清らかな空気とともに楽しめます。

電 026-247-5504 住 小布施町大字雁田604 時 9:00～16:30
(4月～10月)、9:00～16:00(11月)、9:30～15:30(12月～3月)
休 法要の日。要問合せ。 料 一般500円/小・中学生200円/未就学児 無料

人間ドック・脳ドック・総合ガン検査 契約検診機関

○印の付いているところが実施する検診機関等になります。

令和3年4月1日現在

地区	人間ドック	特定健康診査	保健指導	脳ドック	総合ガン	検診機関		所在市町村	電話番号
北信	○	○	◎	○		J A 厚生連	南長野医療センター篠ノ井総合病院	長野市篠ノ井会	026-292-2261
	○	○	◎	○			南長野医療センター新町病院	長野市信州新町	026-262-3111
	○	○	◎	○			長野松代総合病院	長野市松代町	026-278-2031
	○	○	◎	○			北信総合病院	中野市西	0269-22-2151
	○	○				愛和病院		長野市鶴賀	026-217-3991
	○	○	◎	○		飯綱町立飯綱病院	飯綱町	026-253-2248	
	○	○		○		飯山赤十字病院	飯山市飯山	0269-62-4195	
	○	○	○	○		小林医院	長野市中御所	0120-110-938	
	○	○				小林病院	長野市南千歳	026-226-7880	
	○	○				信濃町立 信越病院	信濃町柏原	026-255-3100	
	○	○		○		新生病院	小布施町	026-247-6000	
	○	○		○		千曲中央病院	千曲市杭瀬下	026-273-1212	
	○					賛育会クリニック	長野市豊野町	026-257-2470	
	○	○	◎			長野健康センター	長野市稲里町	026-286-6409	
	○	○		○		長野県立信州医療センター	須坂市須坂	026-245-1650	
	○	○	○	○		長野市民病院	長野市富竹	026-295-1171	
	○	○		○	○	長野赤十字病院	長野市若里	026-226-5455	
	○	○	◎	○		長野中央病院	長野市西鶴賀町	026-234-3234	
	○	○				みゆき会健診センター	飯山市下木島	0120-801-030	
	東信	○	○	○	○		J A 厚生連	鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院	上田市鹿教湯温泉
○		○	○	○		浅間南麓こもろ医療センター		小諸市相生町	0267-22-1070
○		○	◎	○		佐久総合病院		佐久市白田	0267-82-3131
					○	佐久医療センター		佐久市中込	0267-88-7956
○		○				上田生協診療所	上田市上塩尻	0268-23-0199	
○		○		○		軽井沢町国民健康保険軽井沢病院	軽井沢町長倉	0267-45-5111	
○		○				川西赤十字病院	佐久市望月	0267-53-3011	
○		○	○			くろさわ病院	佐久市中込	0267-64-1741	
○		○				国保依田窪病院	長和町古町	0268-68-2036	
○		○	◎			佐久市立国保浅間総合病院	佐久市岩村田	0267-67-2295	
○		○	◎			佐久穂町立 千曲病院	佐久穂町高野町	0267-86-2360	
○		○				東御市民病院	東御市鞍掛	0268-62-1763	
○		○		○		丸子中央病院	上田市中丸子	0268-42-1113	
○		○				八千穂クリニック	佐久穂町畑	0267-88-3931	
中信				○		小林脳神経外科・神経内科病院	上田市常田	0268-22-6885	
				○		柳橋脳神経外科	小諸市諸	0267-23-6131	
	○	○	◎	○		JA厚生連 北アルプス医療センター あづみ病院	池田町池田	0261-62-3166	
	○	○	○	○	○	相澤健康センター	松本市本庄	0263-34-6360	
	○	○		○		安曇野赤十字病院	安曇野市豊科	0263-72-3170	
	○	○	○	○		市立大町総合病院	大町市大町	0261-85-2234	
	○	○		○		長野県立木曾病院	木曾町福島	0264-22-2703	
	○	○	○			藤森病院	松本市中央	0263-33-3672	
	○	○	◎			穂高病院	安曇野市穂高	0263-81-1011	
	○	○	○	○		松本協立病院	松本市巾上	0263-35-0479	
	○	○				松本市医師会検査健診センター	松本市城西	0263-50-9918	
	○	○	◎	○		松本市立病院	松本市波田	0263-92-7106	
	○	○		○		丸の内病院	松本市渚	0263-28-0055	
				○		一之瀬脳神経外科病院	松本市島立	0263-48-6600	
南信	○	○	◎	○		JA 厚生連	下伊那厚生病院	高森町吉田	0265-35-7511
	○	○	◎	○		富士見高原病院	富士見町落合	0266-62-3030	
	○	○		○	○	飯田市立病院	飯田市八幡町	0265-21-1255	
	○	○	◎	○		飯田病院	飯田市大通	0265-22-5150	
	○	○	◎			伊那健康センター	伊那市荒井	0265-78-9700	
	○	○		○	○	伊那中央病院	伊那市小四郎久保	0265-96-0175	
	○	○	◎			岡谷市民病院	岡谷市本町	0266-23-8050	
	○	○	○	○		輝山会総合健診センター	飯田市毛賀	0265-26-6711	
	○	○				久保田内科クリニック	伊那市中央	0265-71-8855	
	○	○	○	○		健和会病院	飯田市鼎中平	0265-23-3115	
	○	○				下伊那赤十字病院	松川町元大島	0265-36-7071	
	○	○	◎	○		昭和伊南総合病院	駒ヶ根市赤穂	0265-81-4726	
	○	○				仁愛病院	伊那市西町	0265-78-3333	
	○	○	○	○	○	諏訪赤十字病院	諏訪市湖岸通り	0266-57-6042	
	○	○	◎	○		組合立 諏訪中央病院	茅野市玉川	0266-72-1000	
	○	○	○			中部公衆医学研究所	飯田市高羽町	0265-24-1505	
	○	○	◎			町立辰野病院	辰野町辰野	0266-41-0238	
	○	○	○	○		長野県立阿南病院	阿南町北條	0260-22-2121	
○	○	○			ほたるの里健診センター	辰野町辰野	0120-371-787		
			○		瀨口脳神経外科病院	飯田市上郷黒田	0265-24-7667		

※ 人間ドックに付随して行う、特定健康診査・特定保健指導を示しています。
◎は人間ドック受診日の特定保健指導（初回面接）実施可

契約宿泊施設一覧

次の施設では「契約施設利用助成券(助成金額:2,500円)」を使用することができます。(1人1泊につき1枚、毎年度1人5枚限度)

市町村職員・都市職員・指定都市職員共済組合

令和3年4月1日現在

組合名	施設名	郵便番号	施設所在地	TEL
北海道	ホテル ポールスター札幌	060-0004	北海道札幌市中央区北4条西6丁目2	011-241-9111
北海道都市	ホテルノースシティ	064-8645	北海道札幌市中央区南9条西1	011-512-9748
青森県	アップルパレス青森	030-0802	青森県青森市本町5-1-5	017-723-5600
宮城県	パレス松洲(まつしま)	981-0215	宮城県宮城県郡松島町高城字浜38	022-354-2106
山形県	むつみ荘	999-2211	山形県南陽市赤湯233-1	0238-43-3035
	うしお荘	997-1201	山形県鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715
福島県	ホテル福島グリーンパレス	960-8068	福島県福島市太田町13-53	024-533-1171
茨城県	大洗鷗松亭	311-1301	茨城県東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122
埼玉県	アルペンローゼ	377-1711	群馬県吾妻郡草津町草津512-2	0279-88-1300
千葉県	オークラ千葉ホテル	260-0024	千葉県千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111
	黒潮荘	296-0004	千葉県鴨川市貝渚2565	04-7092-2205
	那須の森ヴィレッジ	325-0303	栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636
東京都	ホテル日航立川 東京	190-0022	東京都立川市錦町1-12-1	042-521-1111
	シーサイドいずたが	413-0101	静岡県熱海市上多賀12	0120-73-1241
連合会	東京グリーンパレス	102-0084	東京都千代田区二番町2	03-510-4600
神奈川県	湯河原温泉ちとせ	259-0314	神奈川県足柄下郡湯河原町宮上281-1	0465-63-0121
山梨県	ホテルやまなみ	406-0028	山梨県笛吹市石和町駅前15番地1	055-262-5522
新潟県	瀬波はまなす荘	958-0037	新潟県村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291
	アクアレー長岡	940-2147	新潟県長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656
富山県	グリーンビュー立山	930-1405	富山県中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716
石川県	おびし荘	923-0316	石川県小松市井口町ホ55	0761-65-1831
福井県	越路	910-4121	福井県あわら市東温泉2-201	0776-77-3151
岐阜県	紫雲荘	509-2207	岐阜県下呂市湯の島692	0576-25-2101
三重県	サンペルラ志摩	517-0204	三重県志摩市磯部町の矢314	0599-57-2130
滋賀県	ホテルピアザびわ湖	520-0801	滋賀県大津市におの浜1-1-20	077-527-6333
京都府	ホテルセントノーム京都	601-8004	京都府京都市南区東九条東山王町19-1	075-682-8777
大阪府	シティプラザ大阪	540-0029	大阪府大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702
兵庫県	ひょうご共済会館	650-0004	兵庫県神戸市中央区中山手通4-17-13	078-222-2600
	ゆめ春来	669-6821	兵庫県美方郡新温泉町湯1569-6	0796-99-2211
鳥取県	浜泉閣	682-0122	鳥取県東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828
島根県	ホテル白鳥	690-0852	島根県松江市千鳥町20	0852-21-6195
岡山県	サン・ピーチOKAYAMA	700-0023	岡山県岡山市北区駅前町2-3-31	086-225-0631
広島県	コテージ湯の山	738-0601	広島県広島市佐伯区湯来町大字和田128-2	082-504-2062
山口県	防長苑	753-0077	山口県山口市熊野町4-29	083-922-3555
徳島県	ホテル千秋閣	770-0847	徳島県徳島市幸町3-55	088-622-9121
香川県	ホテルマリソパレスさぬき	760-0066	香川県高松市福岡町2-3-4	087-851-6677
愛媛県	えひめ共済会館	790-0003	愛媛県松山市三番町5-13-1	089-945-6311
高知県	高知共済会館 COMMUNITY SQUARE	780-0870	高知県高知市本町5-3-20	088-823-3211
宮崎県	ひまわり荘	880-0867	宮崎県宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285
鹿児島県	マリソパレスかごしま	890-8527	鹿児島県鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822

公立学校共済組合

都道府県	施設名	郵便番号	施設所在地	TEL
長野県	ホテル信濃路	380-0936	長野市中御所岡田町131-4	026-226-5212
長野県	みやま荘	390-0303	松本市浅間温泉3-28-6	0263-46-1547

その他

都道府県	施設名	郵便番号	施設所在地	TEL
秋田県	レークサイド山の家	018-5511	秋田県鹿角郡小坂町十和田湖銀山1-7	0176-75-2552
東京都	全国町村会館	100-0014	東京都千代田区永田町1-11-35	03-3581-0471
長野県	湖泉荘	392-0027	長野県諏訪市湖岸通り1-13-8	0266-53-6611

海の家 太平洋側

最寄の海水浴場	施設名	郵便番号	施設所在地	TEL
静岡県 まさのほら産業・地域活性化センター さがらサンビーチ	旅の宿 大沢	421-0533	静岡県牧之原市新庄	0548-58-1287
	磯の宿 田沼	421-0522	静岡県牧之原市相良	0548-52-4040
	民宿 文一	421-0512	静岡県牧之原市大江	0548-52-1543
	民宿 もりまさ	421-0511	静岡県牧之原市片浜	0548-52-1526
	ペンション リリカル	421-0522	静岡県牧之原市相良	0548-52-6888
	ペンション むぎわらぼうし	421-0522	静岡県牧之原市相良	0548-52-0151
	ビジネスホテル おじろ	421-0524	静岡県牧之原市須々木	0548-52-3247
	船元の宿 大漁苑	421-0531	静岡県牧之原市落居	0548-58-1811
	旅館 なかたに	421-0522	静岡県牧之原市相良	0548-52-0296
	せせらぎのお宿 大とく屋	421-0512	静岡県牧之原市大江	0548-52-0055
静岡県 まさのほら産業・地域活性化センター 静波	H A Z Cottage	421-0523	静岡県牧之原市波津	090-4859-3256
	民宿 東海	421-0422	静岡県牧之原市静波	0548-22-1293
	オーシャンビュー はまゆう	421-0422	静岡県牧之原市静波	0548-22-1210
	ペンション セイラーズ	421-0422	静岡県牧之原市静波	0548-22-6511
	旅館 はちぼし	421-0422	静岡県牧之原市静波	0548-22-6688
	料理旅館 わかき家	421-0422	静岡県牧之原市静波	0548-22-0331
	静波リゾートホテル スウィングビーチ	421-0422	静岡県牧之原市静波	0548-22-1717

海の家 日本海側

最寄の海水浴場	施設名	郵便番号	施設所在地	TEL
谷浜	旅館 彦治右工門	949-1701	新潟県上越市大字長浜89番地	025-546-2028
番神・東ノ輪・鯨波	ブルー・マリナー	945-0853	新潟県柏崎市番神2-630-1	0257-22-2369
新潟県 石地海岸 浜茶屋組合 石地・大崎	漁師の家	949-4201	新潟県柏崎市西山町石地	0257-47-2636
	ココ・パームスー等茶屋	949-4201	新潟県柏崎市西山町石地	0257-47-3337
	さかえ茶屋	949-4201	新潟県柏崎市西山町石地	0257-47-2623
	ビーチハウス 大海	949-4201	新潟県柏崎市西山町石地	0257-47-2921
	丸善荘	949-4201	新潟県柏崎市西山町石地	0257-47-2936
	光村屋	949-4204	新潟県柏崎市西山町大崎	0257-47-2046
	丸久	949-4204	新潟県柏崎市西山町大崎	0257-47-2037
	見晴荘	949-4201	新潟県柏崎市西山町石地	0257-47-3315

お問い合わせ

医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

令和3年度 健康講座のご案内

共済組合では組合員およびその被扶養者の方を対象に、健康をテーマとした健康講座を開催します。

開催方法は、新型コロナウイルス感染症対策のため、前年度と同じくインターネットによるLIVE配信を予定しています。

開催日時など詳細が決まりましたら、ホームページなどでお知らせします。

参加費は無料ですので、ぜひご参加ください。



お問い合わせ 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

歯科健康診査を受診しましょう！

～歯科健康診査にかかる費用は全額共済組合が負担します～

(個人での受診期間は、6月1日から12月31日までです。)

共済組合では、組合員および被扶養者の方の歯科健康診査に係る費用助成を行っています。

歯科疾病には、う蝕(虫歯)、歯肉炎を含む歯周病などがありますが、その影響は口腔内にとどまらず、全身疾患のリスクにつながる可能性もあるとされています。

年に一度の歯科健康診査で、早めの発見を心がけましょう。

●●● 歯科健康診査料助成(個人検診)の流れ ●●●

- 1 受診日時を予約(検診機関は、長野県歯科医師会に所属する歯科診療所^{*1})
 ※1 長野県歯科医師会に所属する歯科診療所は、共済組合ホームページ「新着情報」で確認願います。(https://nagano-kyosai.jp/)
- 2 受診時には、組合員証(組合員被扶養者証)と歯科健康診査票^{*2}を持参
 ※2 歯科健康診査票(4枚複写)は、所属所の共済組合担当課にあります。
 40歳から75歳未満の被扶養者の方へは、特定健診の受診券と同封し、5月にご自宅へ送付します。
- 3 歯科健康診査にかかる窓口での自己負担額はありませぬ。費用は共済組合が負担します。



お問い合わせ 医療福祉課 福祉担当 TEL 026-217-5698

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります

オンライン資格確認の開始(令和3年10月予定)により、マイナンバーカードが健康保険証として利用することができるようになります。

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、マイナポータルからその利用の申し込みをする必要がありますので、詳しくは、https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html を参照してください。

また、マイナンバーカードを取得されていない組合員およびその被扶養者の皆さんにおかれましては、マイナンバーカードの交付申請・取得をお願いします。手続の方法など詳しくは、マイナンバーカード総合サイト <https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/> をご確認ください。

頭の体操をしましょう！

図書カード

ご応募いただいた正解者の中から抽選で5名の方に記念品を進呈します。



漢字熟語しりとり

漢字熟語をつないでゴールまで
たどり着こう！
使わなかった漢字をつないでできる
キーワードは？

スタート



観	合	言	葉	守	衛	会	心
光	具	道	書	留	生	事	願
地	下	鉄	語	物	管	理	成
常	点	読	句	動	活	職	就
画	字	歌	舞	伎	俳	優	日
用	飯	校	学	中	事	先	度
紙	題	名	刺	的	力	視	外
質	問	茶	客	観	検	査	定

ゴール



ルール

上下左右に隣り合う漢字をつないで二文字
以上の熟語をつくります。その熟語の最後
の漢字が次の熟語の頭文字になります。

熟語をつないでゴールを目指しましょう。
最後に使わなかった漢字をつないでキー
ワードをつくります。

●ななめ隣の漢字同士をつなぐことはできません。

キーワード

--	--	--	--	--

応募について

はがきまたはEメールでご応募ください。

応募資格：組合員の方（おひとり様1通まで）

Eメール soumu@nagano-kyosai.jp

応募締め切り 5月25日(火)当日消印有効

解答は次号「共済だよりE-Life7月号」に掲載いたします。

なお、お寄せいただきましたご意見等は、今後の事業および広報活動の
参考とさせていただきます。

抽選の結果は記念品の発送をもって発表にかえさせていただきます。

① 解答

② 氏名(フリガナ)

③ 所属所(勤務先)・
所属課

④ 共済だより5月号の
ご感想・ご意見や
ご要望など

郵便はがき

380-8586

長野市権堂町2201番地
権堂イーストプラザND
長野県市町村職員共済組合
総務課

1月号の 解答

1 F	2 コ	3 ト	4 イ	5 ア
6 ヲ	7 カ	8 シ	9 ッ	ド
10 イ	11 シ	12 セ	13 ニ	14 コ
15 コ	16 ウ	17 ド	18 ケ	19 ア
20 ガ	21 ラ	22 カ	イ	キ

前回の解答

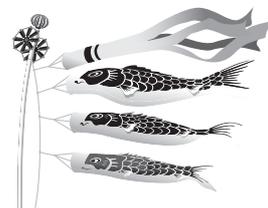
A	B	C	D	E	F	G	H
シ	ヨ	ウ	ガ	ツ	ハ	レ	ギ

143名の方にご応募いただき、あ
りがとうございました。

正解者135名のうち、5名の方に
記念品をお送りいたしました。

※個人情報の取扱いについて

ご記入いただきました個人情報は厳重に保護・管理し、記
念品の抽選および発送として活用する目的以外に使用する
ことはありません。



ライフサポート年金のご案内

年に一度の推進期間が始まります！

5月21日(金)～6月11日(金)

ライフサポート年金への新規加入・加入内容の変更等ができる年に一度の機会
ですので、お見逃しのないようにお願いいたします。

推進期間中にご加入・ご変更された方は毎年10月1日より保障が開始します。



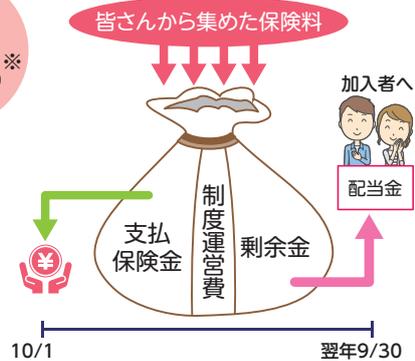
ライフサポート年金のしくみ

『ライフサポート年金』は、
一人一人のご加入によって支えられています

- ★組合員同士の保険料で成り立っている制度です。
- ★長野県の市町村職員(組合員)のための独自の福利厚生制度です。
- ★12,765名*の共済組合員が加入しています。
- ★1年毎に生じた剰余金は、配当金としてお支払いしています。

*ライフサポート年金は、1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合は、配当金としてお返しします。
配当率は、お支払い時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
(但し、退職後継続プラン、重病克服支援プランについては配当金はありません。)
*制度内容詳細についてはパンフレットをご一読ください。
※2020年10月1日現在

加入率
46.6%*



もっと詳しく知りたい方は

ご不明点がございましたら、下記連絡先に直接お問い合わせください。

お問い合わせ 引受保険会社：明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部
TEL: 03-5289-7590

MY-A-21-LF-002926

共済組合の貸付事業

共済組合では、組合員の臨時の支出に対する貸付を行っています。
自動車の購入、住宅の取得・リフォーム、教育、冠婚葬祭等の資金としてご利用ください。

貸付種類	利率(年)
普通・住宅・特別貸付	1.26%
災害貸付	0.93%
在宅介護対応住宅貸付	1.00%

借入時の保証人・保証料・抵当権等の担保設定等は
一切不要です。また、繰上償還(一部・全部)にお
ける手数料も不要です。
本誌19ページもご覧ください。



お問い合わせ 医療福祉課 福祉担当 TEL: 026-217-5698